

新年度が始まり、令和3年度の軽自動車税・固定資産税・後期高齢者医療保険料・介護保険料については、既に皆さんに納税通知書を送付しています。市税は、納税者の皆さんに納期限内に納めていただくものです。税金を納期限内に納めないと、税務課から督促状が送付されます。督促状発送後も納付がなされず未納が続いた場合、財産の調査を行い、差押えになります。このような事態にならないよう、納付できない事情がある方は、速やかに税務課収納整理係までご連絡ください。

## 令和3年度 市税等納期限一覧表

今年度の市税の納期限です。市税は納期限内に納付しましょう。

納期限	軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者 医療保険料 介護保険料	口座振替申請期限
令和3年4月30日					1期	令和3年3月26日
令和3年5月31日	全期	全期・1期				令和3年4月26日
令和3年6月30日			全期・1期		2期	令和3年5月26日
令和3年8月2日		2期		全期・1期		令和3年6月28日
令和3年8月31日			2期	2期	3期	令和3年7月27日
令和3年9月30日				3期		令和3年8月26日
令和3年11月1日			3期	4期	4期	令和3年9月27日
令和3年11月30日				5期		令和3年10月26日
令和3年12月27日		3期		6期	5期	令和3年11月22日
令和4年1月31日			4期	7期		令和3年12月27日
令和4年2月28日		4期		8期	6期	令和4年1月24日

※「全期」は、口座振替の全期前納を行う納期限です。

※上記の口座振替申請期限は、あくまで目安となります。

ご希望される場合は、直接金融機関へ出向き、お早めの手続きをお願いします。

納付書で金融機関及びコンビニや、スマートフォンアプリ決済サービスで納付できます

## ◆徴収・納税相談などの担当地域役割

4月の人事異動に伴い、担当地区が変更になっています。  
お気軽にご相談ください。



収 納 整 理 係	長瀬 正行	総括、法人、榕城校区(洲之崎・天神町・納曾・今年川・平田・牧之峯)、国上校区全域、立山校区全域、中割校区全域	内線 232
	石寺 義和	榕城校区(東町・池田・竹鶴・桃園・松畠・美浜町・上之原町)、上西校区全地域、現和校区全地域、古田校区全地域	内線 231
	馬場 健	榕城校区(西町・野首・小牧・中野・城・小牧野・鴨女町・朝日が丘)、下西校区全地域、安城校区全地域、管外地域(県外、県内、鹿児島市、島内)	内線 232
	熊野 大志	榕城校区(田屋敷・中西・中目・岳之田・本立)、伊関校区全地域、安納校区全地域、住吉校区全地域	内線 231
管 理 係	鍋木 博	収納・管理担当(督促、口座振替)	内線 228
	河口 勇生	収納・管理担当	

**給与等調査についてご協力をお願いします！！**

企業等へ税務課収納整理係から従業員の方の給与等支給状況について、照会依頼を行うことがあります。

これは国税徴収法第141条により、滞納処分のため財産の調査を行うものです。

回答しても、法律によって情報開示をただけなので、個人情報保護法に反することにはなりません。

しかし、徴税吏員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をした場合は罰則があります。ぜひ調査のご協力をお願いします。

### ○国税徴収法

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足る相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権もしくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足る相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役または五十五万円以下の罰金に処する。

- 一 第141条の規定による徴収職員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をしたもの
- 二 第141条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記載した帳簿書類を提示した者

※給与照会後の滞納処分(給与差押)に応じていただけない場合、企業等に対して取立訴訟を検討します。

**納税についての相談は税務課 収納整理係**

**TEL22-1111(内線228・231・232)までお問い合わせください。**